人事異動

内　閣

○厚生労働大臣臨時代理解職
　国務大臣　　黄川田仁志
厚生労働大臣上野賢一郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
　同　　松本　洋平
内閣府特命担当大臣小野田紀美帰朝につき内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、人工知能戦略及び経済安全保障）事務代理を命ずる（以上八月二十八日）
○外務大臣臨時代理
　国務大臣　　木原　稔
外務大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○財務大臣臨時代理
　同　　林　芳正
財務大臣片山さつき海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　同　　林　芳正
内閣府特命担当大臣片山さつき海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を命ずる（以上八月二十九日）
　国務大臣　　城内　実
デジタル大臣松本尚帰朝につきデジタル大臣事務代理を免ずる
　同　　城内　実
内閣府特命担当大臣松本尚帰朝につき内閣府特命担当大臣（サイバー安全保障）事務代理を免ずる（以上八月三十日）
　国務大臣　　黄川田仁志
内閣府特命担当大臣小野田紀美海外出張不在中内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、人工知能戦略及び経済安全保障）事務代理を命ずる
（東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　　出縄　英行
願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上八月三十一日）
（内閣官房内閣審議官（国家情報局））内閣事務官　　加藤　達也
任期の満了により令和八年八月三十一日限り退職した（八月三十一日）

法　務　省

（東京地方検察庁検事）検事　　沖　佑里乃
（横浜地方検察庁小田原支部検事）同　　川瀬麻衣子
（さいたま地方検察庁検事）同　　平間　文啓
（名古屋地方検察庁検事）同　　本橋　京治
辞職を承認する（各通）（八月三十一日）
○定年退官
　山形区検察庁副検事今泉伸二は、検察庁法第二十二条第一項の規定により八月三十一日限り定年退官

最高裁判所

さいたま家庭裁判所判事補兼さいたま地方裁判所判事補・川越簡易裁判所判事　　柏木　桃子
大阪地方裁判所判事補に補する
大阪地方裁判所堺支部勤務を命ずる
兼ねて大阪家庭裁判所堺支部勤務を命ずる
大阪家庭裁判所堺支部勤務を命ずる
堺簡易裁判所判事に補する（八月二十六日）

皇室事項

御祝電

　天皇陛下は、スロバキアの憲法記念日につき、八月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。
　天皇陛下は、ウズベキスタンの独立記念日につき、八月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

長野労働局最低賃金公示第１号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長野県最低賃金（昭和55年長野労働基準局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。
　令和８年９月２日
　　長野労働局長　木村　聡
　第４号中「１時間1,061円」を「１時間1,117円」に改める。
岡山労働局最低賃金公示第２号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岡山県最低賃金（昭和55年岡山労働基準局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。
　令和８年９月２日
　　岡山労働局長　森實久美子
　第４号中「１時間1,047円」を「１時間1,104円」に改める。

法務省告示配第四二十七号

　島根県雲南市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年十月二日までに、同市長に対して、次の手続をしていただきたい。
一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。
　注　意
一　申出は、口頭でも差し支えない。
二　申出の手続について分からないことがあれば、雲南市役所又は松江地方法務局出雲支局に照会すること。
　令和八年九月二日　　法務大臣　平口　洋
島根県大原郡日登村大字西日登百八十七番地内
一　　周藤タツ子

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

　次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第７０３０号
山口県大島郡周防大島町大字西三蒲１４２８番地
申立人　佐川美佐枝
本籍山口県熊毛郡平生町大字佐賀３０４２番地
最後の住所山口県岩国市錦見三丁目７番５５号
死亡の場所山口県熊毛郡平生町
死亡年月日令和８年５月９日
出生の場所山口県熊毛郡佐賀村
出生年月日昭和２５年１月１日
職業　無職　　被相続人　亡　菊村　敏雄
住所山口県岩国市麻里布町三丁目７番２号
相続財産清算人　司法書士　片山　竜児
催告期間満了日　令和９年４月９日
　山口家庭裁判所岩国支部

令和８年（家）第２８６号
香川県高松市塩上町三丁目６番６号
申立人　小笠原　信宏
本籍香川県高松市仏生山町甲525番地1
最後の住所香川県高松市仏生山町甲525番地
死亡の場所香川県高松市
死亡年月日平成28年４月17日
出生の場所香川県高松市
出生年月日昭和47年４月26日
職業無職　　被相続人　亡　澁谷　光起
香川県高松市西内町３－７　森ビル３階　渡辺光夫法律事務所
相続財産清算人　弁護士　岡　朋樹
催告期間満了日　令和９年３月31日
　高松家庭裁判所

令和８年（家）第２３９号
三重県四日市市諏訪町２番２号
申立人　社会福祉法人四日市市社会福祉協議会
本籍　三重県四日市市北山町1453番地２
最後の住所　三重県四日市市北山町1453番地２
死亡の場所三重県四日市市
死亡年月日令和５年12月16日
出生の場所三重県三重郡下野村
出生年月日昭和20年１月３日
職業不詳　被相続人　亡　下田　正三
三重県四日市市諏訪栄町７－34四日市近鉄ビル７階
相続財産清算人　弁護士　石川　慎司
催告期間満了日　令和９年３月31日
　津家庭裁判所四日市支部